

介護老人福祉施設 せせらぎ苑

重要事項説明書

1. 施設経営法人の概要

法人名	社会福祉法人 甲南会
所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木855番地
代表者の氏名	理事長 森田 則久

2. 利用施設の概要

施設の名称	せせらぎ苑
施設の所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木855番地
滋賀県知事指定番号	2571400015 平成12年4月1日指定
施設管理者氏名	苑長 尾崎美登里
利用定員	68名
開設・事業開始年月日	平成9年4月1日
利用者相談担当（氏名）	西川さやか・中村志保・澤田実希
電話番号	0748-86-1020

3. 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	滋賀県知事の指定		利用定員	事業開始年月日
	指定年月日	指定番号		
短期入所生活介護	平成11年12月28日	2571400015	20人	平成9年4月1日
通所介護	平成11年12月28日	2571400015	35人	平成9年4月1日
居宅介護支援事業	平成11年12月28日	2571400015		平成12年4月1日
在宅介護支援センター	—	—		平成9年4月1日
訪問介護	平成26年4月1日	2571400015		平成26年4月1日

4. 施設の目的と運営方針

1. 施設の目的	・介護保険法に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として介護老人福祉施設サービスを提供します。
2. 運営方針	・苑は、利用者に対し、ノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的サービスを提供します。

5. 職員体制

令和6年8月1日現在

職 員	人 数
管理者	1名
介護支援専門員	2名
生活相談員	2名
介護職員	43名
看護職員	8名
機能訓練指導員	(看護職員と兼務) 1名
管理栄養士	2名

*併設の短期入所生活介護施設の職員数を含みます。

6. 要介護認定申請について

- ・利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- ・利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

7. 施設サービス計画（ケアプラン）について

- ・介護支援専門員（ケアマネージャー）は利用者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握し、その置かれている環境等に照らし、施設サービス計画を作成します。
- ・介護支援専門員が作成した施設サービス計画に基づいて介護サービスを提供します。
- ・施設サービス計画は、利用者または家族等の同意を得るか、家族等の理解を得て決定します。
- ・要介護認定有効期間に1回以上、もしくは利用者およびその家族等の要請に応じて変更するものとします。
- ・介護支援専門員が、施設サービス計画について変更の必要があると認めた場合には、利用者およびその家族と協議して、変更するものとします。
- ・施設サービス計画を作成・変更した場合には、利用者または家族等に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

8. 基本サービス

営業日	年中無休		
サービス提供時間	24時間		
利用定員	68名		
居室	居室の種類	室数	面積
	1人部屋	6	14.93 m ² (1室あたり平均)
	2人部屋	7	22.23 m ² (1室あたり平均)
	4人部屋	12	44.34 m ² (1室あたり平均)
設備	食堂・機能回復訓練室・一般浴室・機械浴室 医務室・静養室・談話室		
食事	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの状態にあった食事を提供させていただきます。(きざみ食、流動食等の対応も可能) のどの通りを良くし、誤嚥を予防する体操を行います。 ご家庭での食事についての質問、相談も受け付けます。 		
入浴	<p>月～土曜日で、ご本人様のお体の状態に合わせて入浴形態が異なります。</p> <p>○ストレッチャー浴</p> <p>○チェアー浴</p> <p>○一般浴 があります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> 入浴前に看護職員による体温チェックがあり、異常があれば、入浴を中止することがあります。 入浴を中止した翌日は、全身清拭または更衣を行います。 苑内行事や年末年始等により入浴日を変更することもありますのでご了承ください。 		
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者にあったサービスを提供させていただきます。 		
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するため看護職員等が訓練を行います。 		
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 当施設の医師により週1回の回診日を設けて健康管理に努めます。 必要に応じて看護職員バイタルチェックを行います。 1年に1回程度健康診断を受けていただきます。 		
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> 入所者とその家族等からのご相談に応じます。 		

<p>理容 美容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月に2回（毎月第1水曜日・第3木曜日）業者による理容・美容サービスがごございます。 ・ その業者の設定する金額を支払っていただきます。
<p>各種クラブ活動 レクリエーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苑内行事、クラブ活動等には、ご自由に参加できます。 ・ 内容によっては、材料費等実費負担をいただくことがあります。 例) 日曜喫茶 毎週日曜日
<p>所持金品 管理サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご希望により、銀行通帳、印鑑等の保管サービスのほか、公共料金等の支払代行サービスを行います。原則として現金はお預かりできません。

9. 秘密の保持及び個人情報の取り扱い

- ・ 苑および苑職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者、利用者の家族の秘密を保持します。
- ・ 苑は、苑の職員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- ・ ただし、サービスの提供にあたり、利用者の情報を他の事業者等と共有することが必要となります。そのため、別紙「個人情報の利用目的」について同意の確認をします。

10. サービスの記録

- ・ 苑はサービスの提供に関する記録を作成し、それを契約終了後2年間保管します。
- ・ 利用者または家族からの申し出があれば、いつでも閲覧できます。

11. 身体拘束及び行動の制限

- ・ 苑は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしません。
- ・ 苑が利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者及び利用者の家族に対し、事前に行動制限の理由、内容、見込まれる期間について説明します。

1 2. 身元引受人

- ・苑は、利用者について利用者の家族等に身元引受人を求めることがあります。身元引受人を立てることができない相当の理由が認められた場合はこの限りではありません。
- ・身元引受人は、次の責任を負います。
 - ①利用者が疾病等により、医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
 - ②契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - ③利用者が死亡した場合の遺体および遺留金品の引受その他必要な措置をすること。

1 3. 外泊および入院

- ・利用者は、苑の同意を得たうえで、施設外で宿泊することができます。この場合、利用者は宿泊開始日までに苑に届け出るものとします。
- ・利用者は病院または診療所に入院した場合、入院後概ね3ヶ月以内に退院する見込みのある場合、退院後も再び施設に優先的に入所できます。
- ・但し、入院中に次の状況により医療的管理の必要度が高くなった場合、再び入所することが出来なくなる場合があります。
 - ・経管栄養・胃ろうの造設・間欠導尿・在宅酸素・気管切開
 - ・人工透析・IVH 等

14. 利用料金

* 支払方法

口座振込 ・ 自動引落 のいずれかになります。

毎月月末に締め切り、翌月15日までに請求通知をさせていただきます。

(自動引落につきましては、毎月27日(休日の場合翌営業日)の引き落とし後に領収書を送付いたします。) ※なお、自動引落についてJA口座以外の場合は、集金代行収納会社が金融機関との間に入ります。

※ 部分は1単位10.27円にて、介護保険制度により定められた割合にて計算しております。

要介護度	金額(1日あたり)			備 考
	1割負担	2割負担	3割負担	
要介護Ⅰ	605	1,210	1,815	空床状況により、居室を決定いたしますので個室・多床室のご希望には沿えないことをご了承ください。
要介護Ⅱ	677	1,354	2,031	
要介護Ⅲ	752	1,504	2,256	
要介護Ⅳ	824	1,648	2,471	
要介護Ⅴ	895	1,789	2,684	
夜勤職員配置加算Ⅰ	14	27	40	夜間帯における職員配置を手厚くしております。
栄養マネジメント強化加算 ☆	12	23	34	管理栄養士を中心に栄養ケア計画を作成します。
日常生活継続支援加算	37	74	111	重度の要介護状態の方等を積極的に入所していただくとともに介護福祉士を有する職員を手厚く配置しています。
看護体制加算Ⅰ	5	9	13	①看護師を配置しております。 オンコールでの24時間連絡体制を確保しております。②看護職員を基準以上に配置しております
看護体制加算Ⅱ	9	17	25	
生活機能向上連携加算	206/月	411/月	617/月	指定の医療機関の理学療法士等と当施設の各専門職が連携を図り、共同してアセスメントから機能訓練計画の作成を行います。
療養食加算	7/回	13/回	19/回	医師の発行する食事せんに基づいた適切な栄養量および内容を有する食事を提供した場合に算定します。
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3/月	6/月	9/月	褥瘡の発見予防や状況改善の取り組みを行っております。
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	14/月	27/月	40/月	入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない時に算定します。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	52/月	103/月	154/月	介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進する体制を整えております。
看取り 介護 加算☆	死亡前 45~31日:	74	148	看取りケアを実施させていただいた場合に算定します。 ※死亡日より溯って請求いたしますので、他の介護給付費の算定がない場合にも費用が発生する可能性があります。
	死亡前 4~30日:	148	296	
	前々日~ 前日:	699	1,397	
	死亡当日:	1,315	2,629	

安全対策体制加算	21	41	62	組織的に安全対策の体制が整備されています。(入所時に1回)
入院・外泊時加算	253	506	758	病院等への入院、在宅への外泊の場合(月6日以内)
初期加算	31	62	93	入所日から30日以内について(30日以上の上院後の再入所も同様)
協力医療機関連携加算	103/月	206/月	309/月	協力医療機関との連携体制を構築し入所者の現病歴等の情報提供を行う会議を開催しています。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	11/月	21/月	31/月	感染症の対応を行う医療機関との連携体制を構築しています。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	6/月	11/月	16/月	感染対策に係る要件を満たす医療機関から施設内で感染者が発生した場合の実地指導を受けた場合に算定します。
退所時情報提供加算	257/回	514/回	771/回	医療機関へ入院した際、医療機関へ生活支援上の留意点等の情報提供をした場合に算定します。
退所時栄養情報連携加算	72/回	144/回	216/回	特別食を必要とする入所者の栄養管理に関する情報を他の介護保険施設や医療機関等に提供した場合に算定します。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記総単位数に14.0%を乗じた額			介護職員の処遇改善を目的とした加算です。
居住費	多床室 915円	従来型個室 1,231円	食費と居住費の日額です。利用者負担段階に応じて減額されます。居住費は、入院外泊時加算算定期間中については、ご負担いただきます。また、減額の対象でない方につきましては、入院・外泊期間中も居住費をご負担いただきますのでご了承ください。	
食費	1,550円			

※☆については、個別に計画を作成させていただきます。

<その他の費用>

種類	行事名	金額等(請求区分)	
行事等にかかる費用	クラブ活動費	生花クラブ花代 手芸クラブ材料費	実費負担(立替金)
	希望者のみの参加行事の飲食代	日曜喫茶、居酒屋等	実費相当額(行事参加費)
	全員を対象とした行事の必要経費	お菓子作り・誕生会・忘年会等	無料
	少数を対象とした旅行代金		旅行代金本人分実費負担 + 職員分の1/2(参加者で按分)
	外出行事費	買い物ツアー 喫茶ツアー 花見ツアー 等	飲食代等：実費負担

所持金品管理 サービス	① 年金の受取の管理、施設入所に係る必要経費、その他嗜好品、日用品費等の支出の管理について ② 所持金品に加えて、預金の管理（100万円を超えるもの）、実印、印鑑登録証、公正証書の管理	① 所持金品管理：無料 ② 財産管理料：1,000円／1ヶ月
電化製品持込	電気毛布等個人の希望で使用される電化製品に対して	1品につき、20円／1日
洗濯代	① 日常の洗濯代 ② クリーニング業者へ依頼	① 無料 ② 実費負担
死亡時の遺体処置料	苑にて入所者が死亡された場合で、遺体処置を職員がした場合	① 寝巻き代／実費 ② 処置料 7,000円
健康管理費	義務付けられている健康診断（結核健診）以外の検査費	実費負担 原則年1回実施

15. 苦情対応

苦情受付窓口	担当：中村 志保
滋賀県国民健康保険団体連合会	滋賀県大津市中央4丁目5番9号 電話：077-522-0065 FAX：077-510-6606
甲賀市福祉事務所 介護保険担当課	滋賀県甲賀市水口町水口6053番地 電話：0748-69-2165 ※甲賀市以外の方は、各市町村介護保険担当課までお申し出ください。
社会福祉法人 甲南会 第三者委員	吉川 鐘子 電話：0748-86-4813 松本佐知子 電話：0748-86-3536 伊藤 隆一 電話：0748-86-1480

16. 体調変化および事故発生時の対応

1 体調変化時

苑は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、主治の医師に連絡を取る等必要な処置を行います。そのために、各サービス利用中の緊急連絡先をお伝えください。

2 事故発生時

苑は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等の連絡先に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

3 損害賠償

苑はサービスの提供にともなって、苑の責めに帰すべき理由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償します。

17. 協力医療機関・協力歯科医療機関

当苑としては、以下の医療機関・歯科医療機関と協力医療機関契約を結んでいます。

①医療機関

甲南病院・公立甲賀病院・水口病院

②協力歯科医療機関（甲南町）

竹村歯科医院・今村歯科医院・木村歯科医院・真岡歯科医院

18. 契約の解除及び終了

事業者の契約解除	次の場合、この契約は解除されます。 ①サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上滞納された場合 ②利用者が契約締結時にその心身の状況および病歴等の事項について、故意にそれを告げず、または事実と異なった告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ③利用者が故意または過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行った場合 ④利用者が連続して3ヶ月を超えて病院または診療所に入所すると見込まれる場合または入院した場合
利用者の契約解除	利用者はいつでもこの契約の解除を申し入れることができます。
契約の終了	次の場合、この契約は終了します。 ① 利用者が死亡した場合 ② 要介護認定により自立・要支援と判定された場合 ③ 要介護認定により要介護1・要介護2と判定され、特定入所要件に該当しない場合。 ④ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合 ⑤ 苑が介護保険法に基づく指定を取り消された場合、または指

	定を辞退した場合 ⑥ その他苑がサービスの提供が不可能になった場合
--	--------------------------------------

19. 利用の際の留意いただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、予約制となっております。 ・面会時間 10:30～14:30の間の15分間 ・面会場所は面会コーナーをご案内いたします。
飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に支障のない範囲であれば特に制限はしておりません。
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内禁煙のため、喫煙することはできません。
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・苑内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者の迷惑等施設内での生活に支障をきたす場合、ご利用をお断りすることがあります。
宗教活動	<ul style="list-style-type: none"> ・苑内での利用者に対する執拗な勧誘等の宗教活動は禁止しております。
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・苑内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
ボランティア及び実習生の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・苑では施設の社会化を図るためにボランティアや実習生の受け入れを積極的に行う方針で運営しておりますので、地域住民等の施設への出入りが頻繁でございます。 ・利用者への迷惑にならないように十分配慮しておりますのでご理解ください。